

【簡易型総合評価落札方式(簡易実績型(施工体制確認方式)用)】

入札後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に関する特記事項

- (1) この公告の工事の入札における入札制度等の適用は、入札後審査型一般競争入札公告個別事項(以下「個別事項」という。)の表中「入札制度等の適用」に掲げるところによる。なお、愛媛県余裕工期設定工事に係る事務取扱要領(平成28年2月1日制定)の適用にあたっては、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。
- (2) この公告の工事の入札は、紙入札方式による。
- (3) この公告の工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6月1日制定)の対象であり、入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に排除措置の期間がある者はこの公告の工事の入札に参加できず、これらの者が行った入札は無効とする。また、当該入札が同要綱第2条に規定する低入札であったときは、同要綱第4条に規定する低入札の累積回数に加算する。
- (4) この公告の工事においては、個別事項の表中「工事開始日」に定める日から技術者の配置を要する。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。)
- (2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱(昭和63年8月1日制定)に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計

画認可の決定を受けている者を除く。) 。

- (4) 個別事項の表中「(1)設計業務等の受託者」に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること（共同企業体の場合は、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。) 。
- (6) 個別事項の表中「許可業種」に掲げる業種について、個別事項の表中「許可区分」に掲げる区分の許可（当該区分が一般建設業の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項第1号に掲げる者、特定建設業の場合は、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受けている者であり、かつ、個別事項の表中「本店等所在地」に掲げる地域に、個別事項の表中「本店等区分」に掲げる本店等（許可を受けているものに限る。）を有する者であること。
- (7) 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が開札日から起算して過去1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。）の結果通知書の建設工事の種別年間平均完成工事高、総合評定値等が、個別事項の表中「建設工事の種別」に掲げる種別において、個別事項の表中「その他（経審）」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (8) 個別事項の表中「格付け業種」に掲げる業種（以下「格付け業種」という。）について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。以下「格付け結果通知」という。）の格付け、格付け総合数値等が、個別事項の表中「格付け等級」及び「その他（格付け）」に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (9) 前年度又は前々年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の格付け業種に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。
- (10) 開札日から起算して過去15年間に、個別事項の表中「工事の種類等」及び「出資比率等」に掲げる要件を全て満たす工事の施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡しが完了した1件工事であること（工事の一部が完成して引渡しが完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）。

なお、当該工事が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の格付け業種に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

- (11) 次の要件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を専任（法第26条第3項の規定に基づき、請負予定金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）の場合は技術者の専任及びウに掲げる要件は不要とする。以下同じ。）で配置することができる者であること。ただし、法第26条第4項に規定する特例監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置にあたり、次のウの要件を満たす監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）を専任で配置できる場合は、監理技術者の専任を要しない。

ア 個別事項の表中「法令による資格・免許等」に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 開札日から起算して過去15年間に、(10)に規定する要件を全て満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の2分の1以上を占め、(10)に規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者（県発注工事における経験に限る。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。）としての従事経験を含む。）を有すること。ただし、個別事項の表中「従事経験」に掲げる要件がない場合は、この限りでない。

ウ 開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (12) 簡易型総合評価に係る従事経験等が適正であること。
(13) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- (14) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その

他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）

- (1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、次の申請書類をこの工事を発注する契約担当者に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料（2(12)の簡易型総合評価に係る資料を含む。）

- (2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

- (3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間

イ 提出方法

(1)の申請書類は、入札説明書の定めるところにより、アの期間内の受付時間中（愛媛県の休日をも定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に10(7)に掲げる場所へ、(1)の申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

- (4) 事前確認の日時

個別事項の表中「事前確認の日時」に掲げる日時

- (5) 事前確認の方法

事前確認は、(3)アの期間内に(1)の資料が提出されているかどうかを確認する。

- (6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書が無効とし、開札しない。

なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 簡易型総合評価落札方式（簡易実績型（施工体制確認方式））に関する事項

(1) 評価項目

愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定。以下「総合評価実施要領」という。）第5条及び評価項目等（別表）に定めるところによる。

(2) 簡易型総合評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に80点の基礎点を与えるとともに、20点を満点とする施工体制確認点及び10点を満点とする入札参加者の各評価項目に係る加算点について評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点、施工体制確認点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2) 掲載場所

愛媛県立しげのぶ特別支援学校ホームページ

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、個別事項の表中「設計書等の貸与期間」に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間において、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、(2)に公表する。

6 入札及び開札

(1) 入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

(2) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

(3) 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(4) 入札書の提出方法

入札説明書に定めるところにより、(1)の期間内の受付時間中に10(7)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定）第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「施工体制確認に係る調査資料の提出期限」及び「低入札価格調査資料の提出期限」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を9(7)に掲げる場所へ持参して提出すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、施工体制及び評価項目の評価を行う。その後、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、FAX又は持参により、10(7)に掲げる場所へ別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、規則第139条の規定に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

なお、最高評価値入札者が行った入札が規則第133条の2第2項の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象である場合は、必要に応じて最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

また、直近の経営事項審査の結果通知書の写し及び格付け結果通知の写しについて提出を求められた場合は、同様に速やかに提出すること。

ア 2(10)の施工実績を証する書類

イ 2(11)の専任の配置予定技術者の資格等（請負予定金額4,000

万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）の場合は3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類（特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐の資格等を証する書類を含む。）

ウ 2 (12)の簡易型総合評価に係る資料の記載事項を証する書類
エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

- (2) 最高評価値入札者から提出された3 (1)の申請書類及び(1)の追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最高評価値入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最高評価値入札者を落札者と決定して審査を終了する。なお、最高評価値入札者が2者以上あるときは、追加資料の提出を求める前にくじを引かせることにより、最高評価値入札者として審査を行う順位を決定する。

最高評価値入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。ただし、最高評価値入札者が行った入札が、低入札価格調査の対象である場合であって、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めたときは、当該入札参加者についても審査を行えるものとする。また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とすることがある。

- (3) (2)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者（3 (1)の申請書類及び(1)の追加資料が不備であった場合も含む。）が行った入札については、規則第139条の規定に基づき入札を無効とする。
- (4) 落札者の決定は、原則として、個別事項の表中「落札者の決定の期限」に掲げる期限までに行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、5(2)において公表する。詳細は、入札説明書による。

8 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 3(6)又は7(3)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合には、個別事項の表中「入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに10(7)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

9 落札者として決定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者として決定されなかった者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合、7(5)の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の受付時間中に10(7)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
- (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、(1)の書面を提出することができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により行う。

10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を6(1)の期間内の受付時間中に(7)に掲げる場所へ入札書と併せて持参又は郵送等により提出すること。

イ 工事費内訳書には、工事区分及び工種（建築一式工事の場合は種目及び科目）ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（平成22年4月1日制定）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 別に配置を求める技術者

低入札価格調査を経て締結した契約については、監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置等を求める。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり

(8) 設計書等の貸与、閲覧に供する場所

個別事項の表中「設計書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げるとおり。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。